井手町農地利用最適化推進委員募集要項

井手町農業委員会の農地利用最適化推進委員を委嘱するため、農地等の利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に熱意と識見を有する方を次のとおり募集します。

記

１　募集する区域及び募集人員

|  |  |
| --- | --- |
| 区域 | 募集人員 |
| 井手地区 | １人 |
| 多賀地区 | １人 |

２　任用期間

　　農業委員会の委嘱日（令和６年７月中旬）から令和９年６月２９日まで

３　身分

　　井手町の特別職の非常勤職員

４　業務の内容

　井手町農業委員会の委員（以下、「農業委員」という。）と連携し、担当する

区域に関する下記の業務を行います。

（１）農地の利用状況調査及び利用意向調査（年１回）

（２）農地の適正利用の確保に向けた現地活動（随時）

（３）農地の貸し手・借り手の堀起こしやマッチング

（４）遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進

（５）地域農業の振興に関する取組

　　原則、平日昼間に開催される毎月１回（毎月１０日前後）の総会、必要に

応じ不定期に開催される研修会等に出席して頂くこととなります。

５　報酬

　　井手町の条例で定める額（年額　89,000円　令和６年４月１日時点）

６　推薦を受ける者及び応募する者の資格

　　農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当地区内において、農

地の利用の最適化の推進のための活動ができる者。ただし、推薦又は応募の

日において次のいずれにも該当しない者。

（１）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（２）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受け

ることがなくなるまでの者

（３）井手町暴力団排除条例第２条第１項第３号に規定する暴力団員等

（４）井手町暴力団排除条例第６条に規定する暴力団員と社会的に非難され

るべき関係を有する者

　（５）推薦又は応募の日において２０歳未満の者

７　推薦する者の資格

　（１）推薦する者が個人の場合、次のいずれにも該当する者

　　　①　推薦の日において町内に居住していること

　　　②　推薦の日において２０歳以上であること

　（２）推薦する者が法人又は団体の場合、次のいずれかに該当する者

　　　①　推薦の日において町内に本店又は支店を有する法人であること。ただし、個人の場合の条件を満たす者３人以上が構成員となっている法人はこの限りではない。

　　　②　個人の場合の条件を満たす者３人以上で構成された町内に所在する団体であること。ただし、団体の住所、代表者、構成員、設立目的及び決算方法の定めがある団体に限る。

８　推薦及び応募に係る手続き等

　（１）の様式に必要事項を記入のうえ、（２）の期間内に（３）の必要書類を

添えて、郵送又は持参により井手町産業環境課へご提出ください。

　なお、（１）の様式は産業環境課窓口に備え付けるほか、井手町ホームペー

ジからもダウンロードできます。

　また、同時募集の農業委員にも推薦及び応募できますが、兼職はできません。

　（１）推薦及び募集の様式

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 様式 |
| 個人による推薦 | 別記第１号様式：推薦書・個人用 |
| 法人又は団体による推薦 | 別記第２号様式：推薦書・法人等用 |
| 応募 | 別記第３号様式：応募書 |

　※様式は、「井手町農業委員の推薦の求め及び募集並びに候補者の選考に関する要綱」に定めのある様式を使用します。

　（２）推薦及び募集の受付期間

　　　令和６年４月２２日（月）から令和６年５月２１日（火）まで

　　　※最終日の午後５時１５分必着

　（３）必要書類

　　　推薦する者が法人又は団体（以下、「法人等」という。）の場合、当該法

　　人等の定款及び規則等の写し。

　　　ただし、区、農家組合等、農業協同組合、土地改良区、農業共済からの

推薦の場合は不要です。

９　委嘱

　　農地利用最適化推進委員は、推薦を受けた者及び応募した者の中から、井手町農業委員会の推進委員選考会議において候補者を選考し、同委員会総会において決定のうえ委嘱します。なお、選考の過程において面接等を実施する場合があります。

　　また、選考の結果は６月下旬に井手町農業委員会事務局窓口及び井手町ホームページで公表し、推薦した者、推薦を受けた者及び応募した者へ個別の通知は行いません。

１０　推薦及び応募状況の公表

　　受付期間の中間及び期間終了後に、井手町農業委員会事務局窓口及び井手町ホームページで提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

　　（１）推薦した者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別

　　（２）推薦した者（法人等）については、名称、目的、代表者等の氏名、構成員の数及び構成員の資格

　　（３）推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況

　　（４）推薦又は応募の理由

　　（５）推薦した者が推薦を受けた者を井手町農業委員会の委員に推薦しているか否かの別、又は応募した者が井手町農業委員会の委員に応募しているか否かの別

　　（６）推薦を受けた者の数

　　（７）応募した者の数

１１　その他推薦及び応募に関すること

　　（１）複数地区への推薦及び応募

　　　　　農地利用最適化推進委員は、同時に複数の区域へ推薦又は応募することができますが、選考の過程においていずれか１つの区域を指定して委嘱します。

　　（２）農業委員と重複する推薦及び応募

　　　　　農業委員と重複して推薦又は応募することはできますが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼ねることはできません。重複して推薦又は応募した場合、先に農業委員の候補者の選考を考慮し、この選考に漏れた場合に限り、農地利用最適化推進委員の候補者となることができます。

１２　推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

　　　〒６１０－０３０２

　　　井手町大字井手小字東高月８番地

　　　井手町農業委員会事務局（役場産業環境課内）

　　　電話番号：０７７４－８２－６１６８